

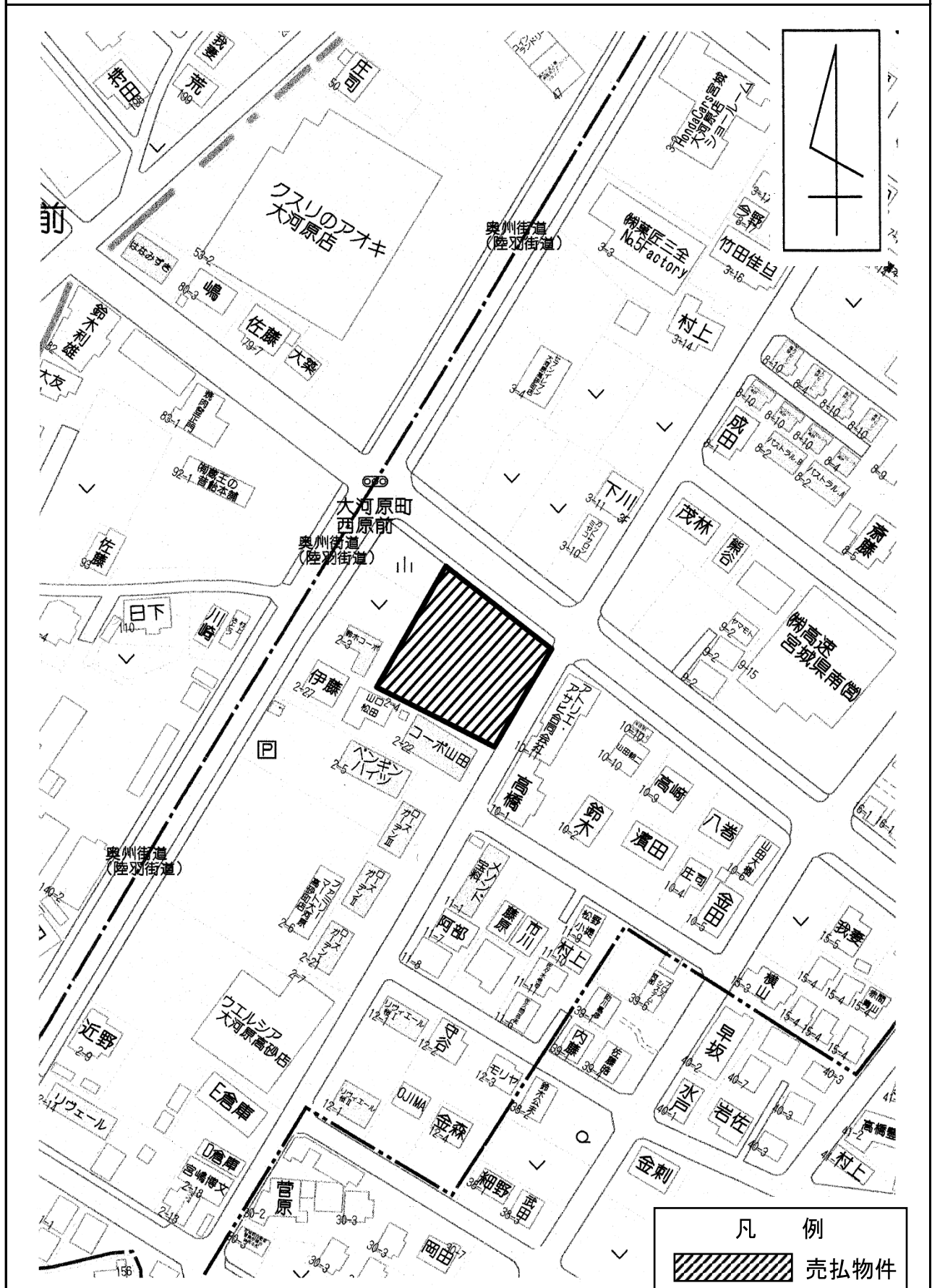
物 件 調 査 書

物件番号 102

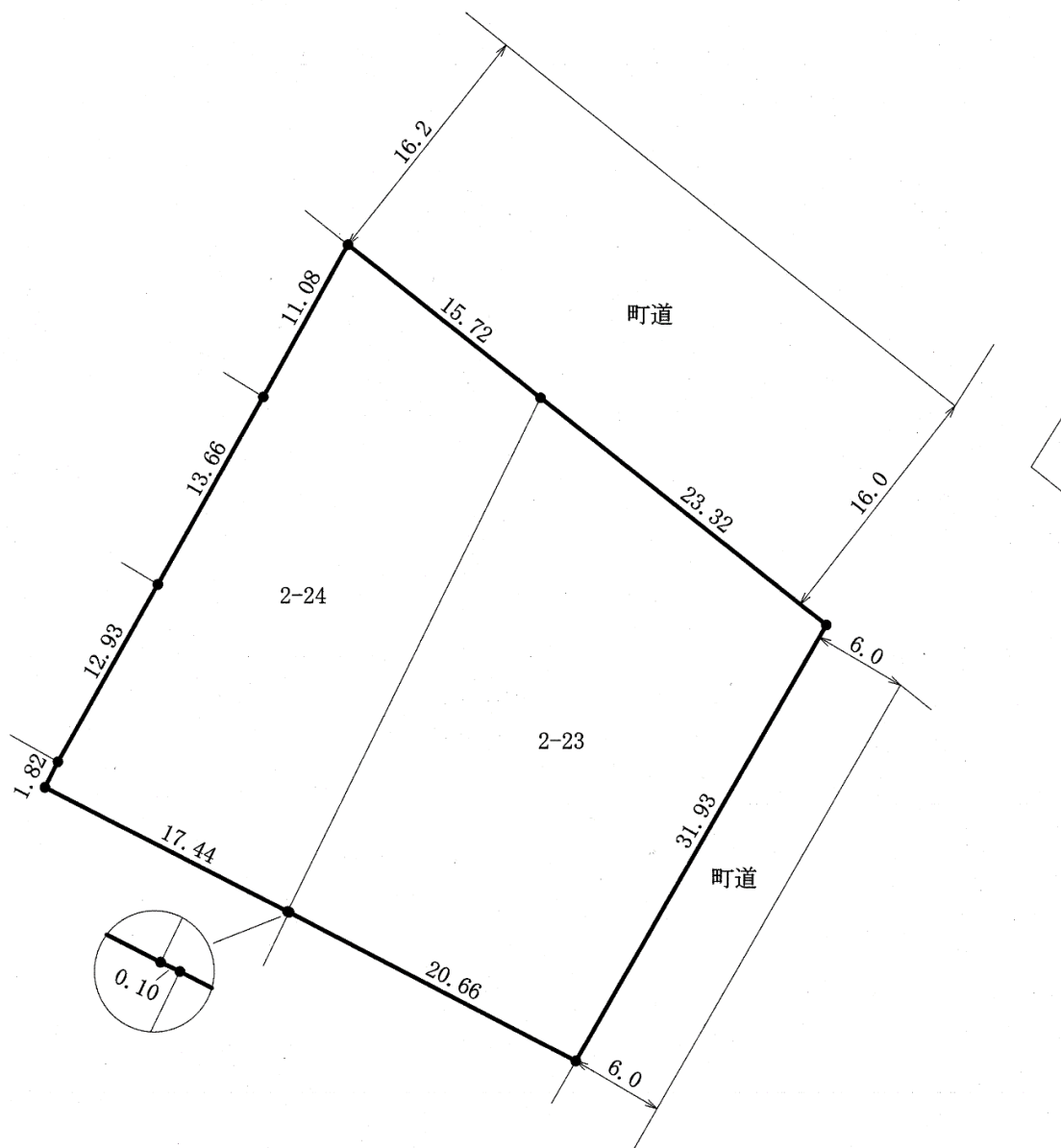
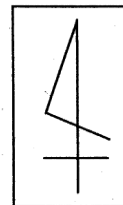
所在地		宮城県柴田郡大河原町字高砂町2-23 外1筆						
住居表示		宮城県柴田郡大河原町字高砂町2街区						
現況地目 及び面積等		宅地	1,371.18 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	2-23	2-24					
	地目	宅地	宅地					
	数量	746.36m ²	624.82m ²					
記載事項	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		北東側	舗装町道	幅員約	16.0～16.2 m	(法第42条第1項第1号道路)		
		南東側	舗装町道	幅員約	6.0 m	(法第42条第1項第1号道路)		
の状況								
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）						
		用途地域	準工業地域					
		地域・地区	指定なし					
		建ぺい率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
	防火指定	指定なし						
	その他	建築基準法第22条第1項（屋根性能） 景観法第16条（景観計画区域） 宮城県屋外広告物条例（第3種許可地域）						
※別葉「補足説明事項」参照								
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容				
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	—		無		
	公共下水道	接面道路配管	有	—		無		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定				
交通機関	鉄道等	J R 東北本線 大河原駅の 北東方 約1.0km 徒歩13分						
公共施設	大河原町役場			大河原小学校		大河原中学校		
参考事項	・ 本地は、特定行政庁が指定する角地であることから、建築基準法第53条第3項により、本地の建ぺい率は10%を加算できます（詳細については、大河原土木事務所建築班までお問合せ下さい）。 ・ 北東側及び南東側町道からの進入口を新たに設置する際において、道路に関する工事を行う場合は、道路法第24条による道路管理者の承認を受ける必要があります。なお、工事費用は買受者の負担となります（詳細については、大河原町地域整備課までお問合せ下さい）。 ・ 本地を含む周辺地域は、浸水想定区域に該当しています（詳細については、大河原町防災マップをご確認下さい）。 ・ 本地の敷地境界線付近において、地下埋設物（南東側にコンクリートスラブ・西側にコンクリート塊）の存在が確認されています。当該地下埋設物は、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません（詳細については、東北財務局管財部統括国有財産管理官3までお問合せ下さい）。 ・ 本地内には、基礎杭7本（GL△16.7m～GL△36.7m）の地下埋設物の存在が確認されています。当該地下埋設物は、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません（詳細については、東北財務局管財部統括国有財産管理官3までお問合せ下さい）。 ・ 本地には、進入防止のための柵が設置されています。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

周 辺 図



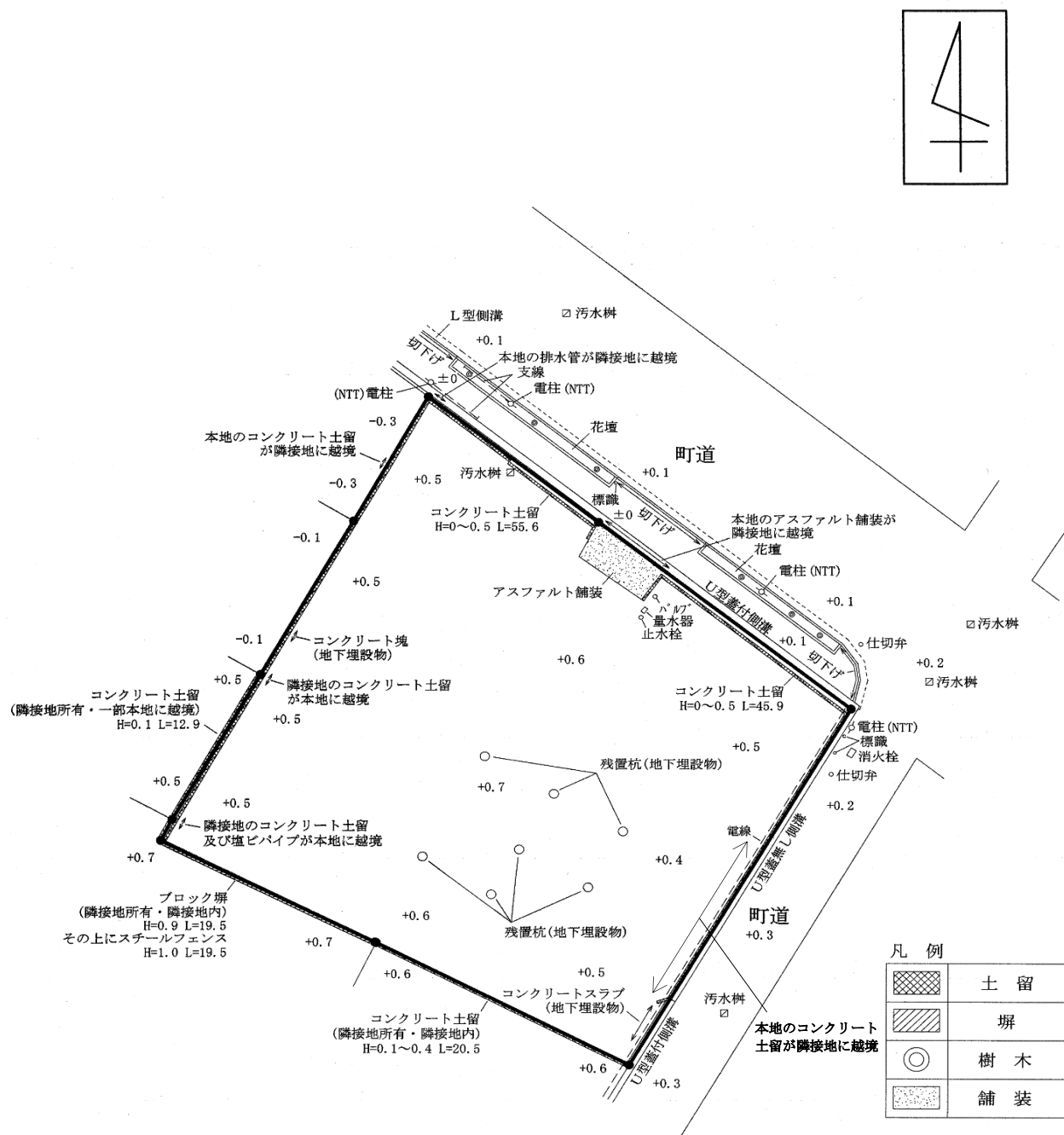
明 細 図



単位:メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

概 要 図



単位:メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

